

# 奈良先端科学技術大学院大学学生表彰規程

平成16年12月7日

規程第 89 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第70条の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生（学生団体を含む。）の表彰に関し必要な事項を定める。

## (表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に行うことができる。

- (1) 学業において、研鑽に励み、他の学生の模範となった者
- (2) 学術研究活動において、特に優れた成果を挙げた者
- (3) 社会活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (4) 課外活動その他の活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (5) その他表彰に値する行為等があったと認められる者

2 前項に規定する者には、表彰の時点において、死亡等の者を含むものとする。

## (表彰候補者の推薦)

第3条 役員又は研究科長は、前条に該当すると認められる者がある場合は、推薦書（別紙様式第1号）を、学長に提出するものとする。

## (表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰者を決定する。

## (表彰の方法)

第5条 学長は、前条の表彰者を決定したときは、表彰状（別紙様式第2号）を授与する。

2 学長は、前項の表彰状に添えて、記念品等を贈呈することができる。

## (表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、学位記授与式又は当該表彰の内容を勘案し、学長が決定する。

## (事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、事業推進部教育支援課が行う。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3条関係）

（元号） 年 月 日

## 表彰推薦書

奈良先端科学技術大学院大学長 殿

推薦者：職名

氏名

印

下記の者を奈良先端科学技術大学院大学学生表彰規程第3条の規定に基づき推薦します。

### 記

1. 表彰候補者：所属研究室名

課程・学年・氏名

博士 期課程 年

2. 表彰該当事項：奈良先端科学技術大学院大学学生表彰規程第2条第1項第\_\_\_\_\_号

3. 推薦理由：

4. 参考資料等：

別紙様式第2-1号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは学業において常に研鑽に励み他の学生の模範

でした

よってここにその努力を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

○ ○ ○ ○

印

別紙様式第2-2号(第5条関係)

表 彰 状

殿

あなたは学術研究活動の〇〇〇において特に優れた成

果を挙げられました

よってここにその成果を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇

印

別紙様式第2-3号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは社会活動の〇〇〇において特に顕著な業績を

挙げられました

よってここにその業績を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇

印

別紙様式第2-4号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは課外活動の〇〇〇において特に顕著な業績を

挙げられました

よってここにその業績を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇

印

別紙様式第2-5号（第5条関係）

表 彰 状

殿

あなたは〇〇において特に顕著な業績を挙げられました

よってここにその業績を称えこれを表彰します

(元号) 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学長

〇 〇 〇 〇

印